

## アビリンピック滋賀 2026 参加に係る同意事項

- 1 アビリンピック滋賀 2026(以下「大会」という。)に参加可能な体調であることを予め確認(必要に応じて医師への確認を含む。)の上、参加をすること。
- 2 自己の責任において自身の体調・安全管理を行う(必要な服用薬等の持参を含む。)こと。
- 3 大会参加(技能競技及びそれに付随する行事)中にケガを負った場合又は疾病等に罹った場合は、主催者が速やかに応急の措置を行うこと。
- 4 大会開催期間中の事故等については、主催者が付保する傷害保険の範囲内で補償すること。
- 5 主催者が、参加申込書記載事項について個人名を明記することなく大会に係る各種業務統計に活用すること。
- 6 主催者及び主催者が認めた者(主催者が指定する広報担当者、公式カメラマン、報道機関、参加者本人並びにその所属先及び親族を含む。)が、大会開催期間中及び表彰式において競技風景や表彰式の様子を撮影すること、並びに当該写真・動画を大会に関する各種広報物(ホームページ及び SNS(Instagram、YouTube 等)を含む。)に使用すること。
- 7 主催者は、参加者の所属先を参加決定種目の競技会場において掲示すること。
- 8 主催者は、入賞者の氏名及び所属先を表彰式で使用する各種印刷物等に掲載し、あわせて滋賀県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部のホームページ等で公表すること。
- 9 大会会場に持ち込む所有物(私物等)に関しては、自己の責任において管理し、主催者に過失がない場合の事故・過失による損壊・紛失等においては主催者を免責すること。
- 10 主催者が大会の円滑な運営のために、必要に応じて参加申込書記載事項を競技専門委員・競技担当補佐員・手話通訳者・救護員・運営スタッフ等で共有する場合があること。
- 11 競技において制作した作品等の著作権は全て主催者に帰属すること。
- 12 大会開催期間中及び表彰式において、主催者及び主催者が認めた者から示された方針及び決定事項に従うこと。